

東京オリンピック・パラリンピック競技大会で使用する 競技用備品に対する助成について（案）

1 助成目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において使用され、当該競技大会終了後もスポーツ振興を目的として使用される競技用備品に対して助成することにより、当該競技大会の円滑な開催に加え、当該競技大会のコンセプトであるレガシーの創出と持続可能性の実現に資するとともに、我が国のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

2 助成内容

助成区分：スポーツ振興くじ助成／東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成／競技用備品設置事業（仮称）

助成対象事業：東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に設置する競技用備品を整備する事業

助成対象者：東京都

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

助成割合：5分の4

助成金限度額：1団体当たり5億円

助成対象期間：助成金の交付決定を受けた年度から翌年度までの2年間を限度とする。

3 要件等

助成対象となる競技用備品の要件等は以下のとおりとする。

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、競技を実施する際に直接必要となる競技用備品であること。
- 当該大会終了後も、助成対象者又は助成対象者から譲渡を受けた地方公共団体等により、スポーツの振興を目的として使用されること。
- 原則として、1品又は1組の価格が100万円以上であること。
- 施設に常設固定されるものではないこと。

4 その他

- 規程を整備後、速やかに申請を受け付ける。